



今の特集

1. 労働時間法制改革の要点
2. 27年 労災保険料率改定について

1. えっ！有給休暇の義務化？  
今、注目されている法改正の動きについて

今、厚生労働省は大きく労働基準法の改正に向けて動き始めています。

厚生労働省では平成27年2月6日の労働政策審議会の分科会において、それまで出されていた報告書骨子案を大幅に具体化されたものが示されました。

まずひとつは、年次有給休暇の取得を促進させる為に「一定日数を強制的に取得させて、有給消化を促進させる」というものです。

これまで、有給を付与されていても業務に追われて有給が取れない、人数の少ない職場で代替要員がおらず与えられた権利が行使できない等で取得率が上がらない事業所には、「楔」ともいふべき義務付けを課していくというもののようです。

現在、労基法上では年次有給休暇のうち労使合意の上、年5日を超える部分について企業が計画的に付与「できる」としております。しかし、実際は「義務化」されていないため、労働者の年次有給休暇の取得には結びついていないというのが現状です。

そこで、まずは年次有給休暇日数が10日以上ある労働者に関しては、そのうち年5日について

使用者が時季指定をすることを義務づけられるというのが、法整備の内容です。使用者が時季指定をする際には、労働者に時季についての意見を聞き、労働者の意見を尊重するように省令で規定する案も出ています。

パートタイマーについては、労働日数によって対象になるか否かを判断する必要が出てきます。

また、この法整備の趣旨は確実に5日以上年次有給休暇を取得させることにあるため、この使用者が指定する5日の義務付け日数については、労働者が自ら時季指定して取得した日数がある場合には、この義務付け日数から差し引く事が出来るようです。

長時間労働を抑制するには…

この、有給取得を促進していく対策と共に、長時間労働に対する対策が次に挙げられます。

そのひとつは既に大企業では適用されております60時間超の割増率50%を平成31年4月より、いよいよ中小企業にも適用拡大されます。また、一定時間を上回る労働時間を完全に禁止するといった案も出ているようです。

フレックスタイム制を行なっている事業所においては、現行の1ヶ月を設けている清算期間を3ヶ月まで延長する。

そして、これまでに完全週休2日制を行なっている事業所においては、曜日によって、4週間の枠を超えてしまう月が生じた場合、運用の特例として時間外として扱わない運用としていましたが、労働者の働き方によってはこの特例を満たさない場合が生じてしまう為、この特例を法定化して修正する案。

また、決められた労働時間より早く仕事を終えた場合でも、年次有給休暇を活用し報酬を減らすことなく働く事が出来る仕組みの検討が進められています。

裁量労働制においては新たな枠組みを構築する為、2つの類型の追加を予定しております。

- ① 法人顧客の事業の運営に関する事項についての企画立案調査分析と一体的に行なう商品やサービス内容に係る課題解決型提案営業の業務

- ② 事業の運営に関する実施の管理と、その実施状況の検証結果に基づく事業の運営に関する事項の企画立案調査分析を一体的に行なう業務

以上の追加と手続きも見直し、再構築してゆく動きとなります。

時間ではなく成果で評価される制度へ

最後に、大きく話題に上っている「ホワイトカラーエグゼンプション（高度プロフェッショナル制度）」の導入が在ります。

これは時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えようというもので、一定の年収要件（例えば少なくとも年収1000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確な上、高度な職業能力を有する労働者を対象に、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間と賃金のリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創造するとして検討を始めております。

これらは、来年の通常国会の労働基準法改正案に盛り込み、平成28年春からの施行を目指す四半世紀ぶりの大改革となりそうです。

2. 平成27年度  
労災保険料率の改定について

労災保険料率は、3年に1度見直しがされます。平成27年度はその3年に1度の見直しがされる年度となります。

現段階では、全業種（54業種）平均で0.1%の引き下げが予定されています。

詳細は、引上げが8業種、据置きが23業種、引下げが23業種となっております。

主に料率が変わる業種は、右記の表に記載されている業種となります。

労災保険料率の左側が現行の料率、右側が変更後の料率となりますのでご参照ください。



業種	労災保険率	
水力発電、すい道等新設事業	89	79
道路新設事業	16	11
舗装工事業	10	9
鉄道又は軌道新設事業	17	9.5
建築事業	13	11
機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	6.5
その他の建設事業	19	17
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
木材又は木製品製造業	13	14
パルプ又は紙製造業	7.5	7
化学工業	5	4.5
ガラス又はセメント製造業	7.5	5.5
金属精錬業	6.5	7
非鉄金属精錬業	7	6.5
金属材料品製造業	7	5.5
鋳物業	17	18
輸送用機械器具製造業	4.5	4
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	3.5
その他の製造業	7	6.5
港湾貨物取扱事業	11	9
港湾荷役業	16	13
農業又は海面漁業以外の漁業	12	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
船舶所有者の事業	50	49